

監 査 報 告 書

令和6年6月7日

一般財団法人民間都市開発推進機構
理事長 花 岡 洋 文 殿

一般財団法人民間都市開発推進機構

監事 中 原 広 ⑩

監事 高 田 佳 幸 ⑩

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当機構の事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に定める体制の整備に関する理事会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を監査に関する品質管理基準等に基づき整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに収支計算書等について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当機構の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査等の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書の監査結果

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、当機構の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上